

下関市情報共有システム運用ガイドラインの改定について（お知らせ）

令和6年5月

下 関 市

下関市では、令和3年4月1日より受発注者双方の負担軽減・書類の減量化を目的として、土木工事を対象に工事情報共有システムの試行運用を開始しています。

この度、受発注者および発注機関 組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性向上を目的として、下関市情報共有システム運用ガイドラインを改定し、対象範囲を拡大しましたのでお知らせします。

記

1. 適用基準

下関市情報共有システム運用ガイドライン

2. 対象範囲

原則として、下関市（上下水道局を除く）が発注する全ての工事・業務を対象とし、受注者からの申し出があった工事・業務とする。

3. 適用年月日

令和6年6月1日以降から適用する。